

A17 社員総会とは、社員により構成される社団医療法人に置かれる機関で、社団医療法人の最高意思決定機関をいいます。

【解説】

社員総会とは、株式会社の株主総会に相当するものです。

社員総会の開催にあたって注意すべき点は以下のものになります。

招集権者	理事長又は監事
議長	社員総会において選任
定時社員総会	社団医療法人は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開催しなければなりません。なお、モデル定款においては、「毎年2回、定時社員総会を開催する」とされています。
臨時社員総会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長が招集する場合 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます。また、理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければなりません。ただし、総社員の5分の1の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができます。 2. 監事が招集する場合 監事は、医療法人の業務又は財産の状況を監査した結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを社員総会に報告することになっていますが、この報告をするために必要があるときは臨時社員総会を招集することができます。
招集の通知	社員総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければなりません。定款で定めた方法とは、モデル定款では、理事長が記名した書面で通知することとされています。
議決事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款の変更 2. 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。) 3. 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4. 収支予算及び決算の決定 5. 剰余金又は損失金の処理 6. 借入金額の最高限度の決定 7. 社員の入社及び除名 8. 本社の解散 9. 他の医療法人との合併契約の締結 10. その他重要な事項
議決	定款に別段の定めがある場合を除いて、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません。また、社員総会の議決は、定款に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによります。
代理人	モデル定款において、代理人は社員であることや代理権を証する書面を議長に提出することが求められています。
記録	会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存しなければなりません。
議事録記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開催年月日及び開催時刻 2. 開催場所 3. 出席者氏名(定数) 4. 議案 5. 議案に関する発言内容 6. 議案に関する表決結果 7. 議事録署名人の署名、署名年月日